

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 これまでの対応

- 1月7日 県医師会等（3団体）へ注意喚起文書の発出
- 1月17日 ホームページで県民へ注意喚起（手洗い、マスク着用等、感染症対策の徹底）
- 1月21日 県感染症対策専門委員会を開催
- 1月24日 生活衛生同業組合（15団体）へ注意喚起文書の発出
- 1月27日 政府の1/28付の「指定感染症」指定方針を受け、庁内連絡会議を開催
- 1月28日 近畿圏内（奈良県）での患者発生を受け、警戒本部を設置
- 1月29日 健康科学研究所における検査体制の整備
集客施設に係る関係団体へ注意喚起文書の発出
県庁、健康福祉事務所に県民相談窓口を設置*
- 1月30日 「指定感染症」に定める通知の発出（県医師会等団体、市町）
新型インフルエンザ有識者会議の開催（WHO神戸センターからの情報提供等）
- 1月31日 県庁、ひょうご・神戸経営相談センターに経営等相談窓口を設置
- 2月3日 保育所等への注意喚起文書の発出
- 2月5日 児童福祉施設等への注意喚起文書の発出
- 2月7日 帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所）の設置
帰国者・接触者外来の設置
- 2月10日 高齢者施設等への注意喚起文書の発出
警戒本部会議（第1回）の開催
- 2月14日 帰国者・接触者外来の設備整備補助の実施
- 2月17日 厚生労働省通知によるPCR検査対象者の拡大
- 2月18日 マスクの帰国者・接触者外来への優先した供給依頼の通知
- 2月20日 警戒本会議（第2回）の開催
- 2月23日 ダイヤモンド・プリンセス号下船者への健康フォローアップの開始

2 今後の対応（県内での患者発生時）

(1) 対策本部（本部長：知事）の設置

(2) 新型コロナウイルス関連情報の提供

- ・ホームページ、SNS等による情報提供（手洗いの励行、咳エチケット等）
- ・市町、医療機関、関係団体（旅館ホテル生活同業組合等）への情報提供

(3) 相談体制の強化

- ・全県から24時間体制で相談を受け付けるコールセンター（県民相談窓口）を設置

(4) 感染拡大の防止

- ・濃厚接触者への健康調査・保健指導
- ・一般医療機関における院内感染対策の強化
- ・検査体制の強化

〔参考〕新型コロナウイルス感染症に対応する第2種感染症指定医療機関（9病院）

- ①神戸市立医療センター中央市民病院 ②県立尼崎総合医療センター ③県立加古川医療センター
 ④市立加西病院 ⑤姫路赤十字病院 ⑥赤穂市民病院 ⑦公立豊岡病院組合立豊岡病院
 ⑧県立丹波医療センター ⑨県立淡路医療センター

*** 県民相談窓口への相談件数**

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)
疾病対策課	4	34	53	70	82	43	23	34	30	33	14
健康福祉 事務所	66	93	163	—	—	93	74	65	63	63	—
合 計	70	127	216	70	82	136	97	99	93	96	14

	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火)	2/12 (水)	2/13 (木)	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)	2/19 (水)
疾病対策課	9	28	8	29	16	48	52	71	72	76	57
健康福祉 事務所	—	43	—	35	26	80	—	—	141	163	113
合 計	9	71	8	64	42	128	52	71	213	239	170

	2/20 (木)	2/21 (金)	2/22 (土)	2/23 (日)	計
疾病対策課	56	73	58	65	1,161
健康福祉 事務所	133	127	—	—	1,529
合 計	189	200	58	65	2,690

※主な相談内容：新型コロナウイルス感染症への不安、医療機関の受診に関する相談 等

新型コロナウイルスに係る当面の対策（予定）

2月25日現在

部局	県内発生初期	県内まん延期
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外の発生状況や県内患者の全数把握 2 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を活用した情報提供やコールセンター(24時間対応)の設置 ・各市町・関係団体・関係施設への国通知の内容（感染経路別対策等）の再周知 3 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の感染対策の啓発 ・罹患した患者情報の共有（本人又は家族の同意を得た場合） ・感染経路の疫学調査 ・濃厚接触者の健康観察 ・各種研修会や会議の開催の自粛要請 ・社会福祉施設等の利用者及び職員の健康管理を含む感染症防止対策徹底等の注意喚起 ・マスクや消毒薬などの安定供給について関係団体へ協力要請 4 医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・外来・入院医療体制の確保 ・疑い患者に対する全数検査の実施 ・医療機関に対する院内感染対策の徹底 5 風評被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・デマや流言等による感染者や家族に対する偏見や差別的な扱いを防止するための啓発 6 イベント自粛等 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催及び関係団体等による不特定多数の集客・交流イベントの自粛（スポーツ大会等） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外の発生状況、県内の重症患者・死者数の把握 2 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を活用した情報提供やコールセンター(24時間対応)の継続 3 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の感染対策の啓発 ・罹患した患者情報の共有（本人又は家族の同意を得た場合） ・各種訪問事業の中止（訪問歯科保健指導等） ・関係団体の研修会や会議の中止要請 ・感染者の自宅待機の要請 ・通所サービス事業等の休業の要請（高齢・障害等） ・保育所等の臨時休園の要請 ・県内の集客施設への集客活動自粛要請（興行場等） ・社会福祉施設等の利用者及び職員の健康管理を含む感染症防止対策徹底等の注意喚起 ・マスクや消毒薬などの安定供給について関係団体へ協力要請 4 医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・外来・入院医療体制の確保 ・重症者、集団感染を中心とした検査の実施 ・医療機関に対する院内感染対策の徹底 ・肺炎等に係る医薬品の安定供給について関係団体へ協力要請 5 風評被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・デマや流言等による感染者や家族に対する偏見や差別的な扱いを防止するための啓発 6 イベント自粛等 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催及び関係団体等による不特定多数の集客・交流イベントの自粛（スポーツ大会等） 7 業務継続について <ul style="list-style-type: none"> ・職員の確保が困難な施設等がある場合の、法人間及び近隣事業者間等での相互連携の協力要請

		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等が臨時休園となった際、仕事を休めない者の子どもへの緊急支援策を市町等関係団体と検討、調整、実施
企画県民部	<p>1 予防・まん延防止</p> <p>①庁舎関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎出入口に消毒液を設置、使用の呼びかけ ・ドアノブ及び手すり、エレベーターボタン等の清掃徹底 ・湿度及び換気の適正管理（湿度 45～55%に設定・外気の取入運転、現在も実施中） <p>②私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所管の私立学校（幼、小、中、高）、専修学校、各種学校に対し注意喚起 <p>③県立大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立大学の学生及び教員に対し、学校感染症の周知及び海外渡航に関する注意喚起 ・県立大学の入学者選抜にかかる受験者に対し、試験に関する対応の周知と注意喚起 ・<u>県立大学イベント等の自粛の検討</u> <p>④県庁見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁見学参加者に対する注意喚起（手洗い・うがいの励行、状況に応じたマスクの着用など） <p>2 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談・受付に寄せられた相談等について専用相談窓口へ適切に誘導 <p>【その他施設、イベント等】</p> <p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係施設</u>に対し、注意喚起及び継続的な情報提供 ・咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置（※1） ・施設利用者に対する注意喚起（特に高齢者が受講する「高齢者大学」の講座受講者、行事参加者への注意喚起） ・来場者と接するイベントスタッフ・出店者に対し、手洗いの励行とマスク着用を呼びかけ ・関係団体（消費者団体・生協）への感染拡大予防のための呼びかけ（全庁的な協力依頼の一環としての対応） ・施設での手指消毒液コーナーの設置、スタッフのマスク着用 ・施設におけるの対策掲出 <p>2 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活総合センター、但馬消費生活センター、各市町消費生活センターにおける感染に係る消費生活相談状況の把握 	<p>1 予防・まん延防止</p> <p>①庁舎関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎出入口に消毒液を設置、使用の呼びかけ ・ドアノブ及び手すり、<u>エレベーターボタン等</u>の清掃徹底 ・湿度及び換気の適正管理（湿度 45～55%に設定・外気の取入運転、現在も実施中） <p>上記を更に徹底実施</p> <p>②私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所管の私立学校（幼、小、中、高）、専修学校、各種学校に対し、県教委の対応状況を踏まえた対応をするよう注意喚起 <p>③県立大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立大学イベント等の自粛</u> <p>④<u>教育委員会と連携した小学生の県庁見学の自粛</u></p> <p>2 庁内応援体制の調整</p> <p>3 <u>研修の延期または中止の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新任職員研修（前期）</u> ・<u>管理職（課長級）研修 等</u> <p>4 <u>会議等でのテレビ会議の活用</u></p> <p>【その他施設、イベント等】</p> <p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置（※1） ・感染の症状が認められた職員の健康管理・受診の勧奨（※1） ・「高齢者大学」（講座のほか入学式等の行事を含む）については、受講者、出席者内に感染者が多く発生した場合、必要に応じて、主催者（兵庫県生きがい創造協会、兵庫丹波の森協会）と協議のうえ、講座の休講、行事の中止を判断する。（※2） ・イベントの中止または延期 ・消費生活総合センター等における講座等の開催自粛 ・対策本部から「興業等の自粛要請」等が発せられた場合は、公演中止・貸館公演中止・施設閉鎖を検討（県立芸術文化施設） <p>2 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、消費生活総合センター、但馬消費生活センター、各市町消費生活センターにおける新型コロナウイルス感染に係る消費生活相談状況のとりまとめ・資料配布

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに対策の掲出 	<p>(※1) 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画・予防まん延防止 対策レベル1 集客施設、集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請並</p> <p>(※2) 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画・予防まん延防止 対策レベル1 保育所・福祉関係事業者の休業等並</p>
産業労働部	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部からの指示を受け、活動の自粛を要請 <p>(1) 県内事業所（社会機能の維持に関わる事業者を除く） <u>（テレワーク等に係る取組事例の情報提供・活用の働きかけを含む）</u> ※部内各課室が所管する業界団体を通じ周知を依頼</p> <p>(2) 地方機関、県立施設等</p> <p>2 外国人県民に対する情報提供及び注意喚起を実施 ※国際交流課から各団体等を通じ周知</p>	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部からの指示を受け、施設の閉鎖・一時休業、集客イベント等の中止等を要請 <p>(1) 県内事業所（社会機能の維持に関わる事業者を除く） ※部内各課室が所管する業界団体を通じ周知を依頼</p> <p>(2) 地方機関、県立施設等</p> <p>2 外国人県民に対する情報提供及び注意喚起を実施（継続） ※国際交流課から各団体等を通じ周知</p>
農政環境部	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管の集客施設等に対し注意喚起 ・イベント、会議等の延期等の検討 	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管の集客施設等の閉鎖 ・イベント、会議等の自粛 <p>2 食品関係事業所における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係事業所における感染防止措置及び対策を講じた上での事業継続等 ・食品関係事業者の経営被害の調査、風評被害の取りまとめ ・卸売市場に対する感染防止措置及び対策を講じた上での事業継続等 <p>3 廃棄物事業者における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物事業者の経営被害の調査 ・廃棄場における感染予防対策の要請 ・廃棄物事業者に対する事業継続の要請
県土整備部	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客船ターミナル管理者等に対する注意喚起 ・県立都市公園の管理事務所等に対する注意喚起 ・但馬空港利用者に対する注意喚起 	<p>1 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ客船の入港の自粛要請 ・港湾施設等を利用したイベントの自粛 ・県立都市公園におけるイベントの自粛

	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅、公社住宅の入居者に対する注意喚起 ・道の駅に対する注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬空港におけるイベントの自粛 ・道の駅におけるイベントの自粛要請 ・県民が参加する施設見学会や竣工式等式典の自粛 ・不要不急な会議や研修会等の自粛
出納局	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・管理課を訪れる納入業者への注意喚起 	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物品（災害救援物資を除く）の迅速な調達 2 研修の延期または中止 <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システム経理員研修 ・出納員・経理員等に対する会計事務研修会 ・県関係団体職員に対する会計事務研修会 ・人事給与システム操作研修 ・旅費システム操作研修 3 指導・検査の延期または中止 <ul style="list-style-type: none"> ・公金検査 ・会計事務指導 ・証拠書類検査 ・県関係団体に対する会計事務指導支援 ・私人委託事務検査 4 工事検査の実施、延期または中止
企業庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防・まん延防止（企業庁共通） <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染区域への不要不急の出張の中止 ・職員等の感染報告の義務づけ 2 水道及び工業用水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場職員及び運転管理員の応援要員の確保 ・浄水処理用薬品の備蓄確保 3 淡路夢舞台、青野運動公苑等関連施設 <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設に対し注意喚起 ・県の対応方針に係る情報提供 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防・まん延防止（企業庁共通） <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の会議の中止 2 水道及び工業用水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び運転員、関係者の感染予防具の着用義務化 ・視察、研修等の受け入れ中止 3 淡路夢舞台、青野運動公苑等関連施設 <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設に対し、県の対応方針に係る情報提供
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修や学会等への参加自粛の検討 ・<u>研修や学会等の実施自粛の検討</u> 2 医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の外来患者や入院患者に対する注意喚起 ・職員への感染防止対策の徹底 ・医療用マスクや手袋等の診療材料の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防・まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修や学会等への参加自粛 ・<u>研修や学会等の実施自粛</u> 2 医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の外来患者や入院患者に対する注意喚起 ・職員への感染防止対策の徹底 ・医療用マスクや手袋等の診療材料の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染患者の受入状況の把握 ・感染症病床を有する県立病院における感染患者への適切な対応 (発生初期は、感染症病床を有する県立病院への入院を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染患者の受入状況の把握 ・県立病院における感染患者への適切な対応 (まん延期は、感染症病床だけでは対応できず、感染症病床を有しない県立病院での対応も想定) ・外来における感染患者と一般患者の動線の分離
教育委員会	<p>【県教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校、市町教委への注意喚起及び対応の指示・助言 ・保健所の疫学的知見に基づき臨時休業について協議 ・県疾病対策課、県医師会との連携 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、保健所への連絡 ・情報の収集・健康観察の開始 ・児童生徒等、保護者への情報提供 ・児童生徒等の出席停止措置 ・(必要に応じて) 臨時休業措置 ・保護者あて文書の準備 	<p>【県教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業措置の拡大 ・県立学校、市町教委への感染拡大防止の指示・助言 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、保健所への欠席者・出席停止者数報告 ・職員、児童生徒等への感染拡大防止徹底 <p>【体育施設、社会教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の休業、イベントの自粛

新型コロナウイルス感染症に係る関西広域連合及び構成団体の対応等について

令和2年2月25日
関西広域連合

1 関西広域連合の対応

(1) 体制

新型コロナウイルス対策準備室 設置(1/28)

(2) 各分野局等の対応状況

- ・国内での発生状況・構成団体の対応状況等の共有（広域防災、広域産業）
- ・ホームページ等における府県民に対する感染症の徹底に係る注意喚起の実施、専用相談窓口情報等の提供（広域医療、広域産業）
- ・関西観光本部における会員向けメール及びホームページにて注意喚起（広域観光）
- ・イベント等での感染症対策の徹底（広域産業、農林水産、広域環境、資格試験・免許等・広域職員研修、本部事務局、議会事務局）
- ・スポーツ大会（2/23 和歌山市）の中止（スポーツ部）

2 構成団体の対応（令和2年2月25日時点）

(1) 体制

対策本部設置団体：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市

警戒本部設置団体：兵庫県、徳島県

連絡会議体制：大阪市、神戸市

(2) 対応状況等（詳細別紙）

○組織内情報共有

- ・庁内連絡会議等による情報共有

○医療体制の整備

- ・検査体制の整備
- ・帰国者・接触者相談センターの設置
- ・帰国者・接触者外来の設置
- ・感染症指定医療機関に対する防護服セット、簡易陰圧装置の購入費補助
- ・携帯型翻訳機等の感染症指定医療機関等への配備
- ・疫学的調査の実施

○中小企業等への支援

- ・事業者向け経営等相談窓口の設置
- ・中小企業等向け融資制度の創設、貸付要件緩和等

○感染予防の啓発

- ・チラシ、ホームページ、SNS、メール等による注意喚起、情報発信、広報、啓発等
- ・医療機関、社会福祉施設・観光協会等関係機関への情報提供、注意喚起、通知や会議開催等
- ・府県市庁、保健所等における専用相談窓口(外国人向け含む)の設置
- ・公共施設やイベント実施時に、チラシ掲示や消毒薬の設置、マスク配布等
- ・イベントの中止及び自粛要請、時差出勤の拡大

○その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部運営訓練
- ・友好都市等へのマスク等の提供
- ・職員の時差出勤等の実施

【参考】

1. これまでの経緯

- ・ 1月 9日(木) 中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルス検出
- ・ 1月 15日(水) 日本国内で初めての感染者を確認 (2/24までに感染確認 146人)
- ・ 1月 30日(木) 政府、新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- ・ 2月 1日(土) 新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定にかかる政令が施行
- ・ 同日 過去2週間以内に湖北省に滞在歴のある外国人、湖北省発行の中国旅券所持者の入国拒否 (2/13日浙江省追加)
- ・ 同日 厚労省より、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来設置にかかる通知発出
- ・ 2月 3日(月) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に入港 (2/24までに 691人の感染確認)
- ・ 2月 13日(木) 国内初の新型コロナウイルス感染者死亡 (神奈川 80代女性)
- ・ 2月 14日(金) 政府、新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急対策決定(総額 153 億円)
- ・ 同日 無症状感染者の強制入院、検疫時の隔離・停留を可能とする政令施行
- ・ 2月 17日(月) 帰国者・接触者相談センターへ相談する目安の変更
- ・ 2月 25日(火) 政府、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定

2. 関西圏における感染者の発生状況

令和2年2月25日時点

No.	確定日	年代	性別	居住地	病状
1	1月28日	60代	男	奈良県	退院
2	1月29日	40代	女	大阪府	退院
3	1月30日	20代	女	京都府	退院
4	2月4日	20代	男	京都府	退院
5	2月13日	50代	男	和歌山県	退院
6	2月14日	70代	男	和歌山県	人工呼吸器(入院)
7	2月15日	50代	男	和歌山県	退院
8	2月15日	50代	女	和歌山県	退院
9	2月15日	60代	男	和歌山県	安定(入院)
10	2月17日	80代	女	和歌山県	安定(入院)
11	2月17日	50代	男	和歌山県	安定(入院)
12	2月17日	50代	男	和歌山県	安定(入院)
13	2月17日	50代	女	和歌山県	安定(入院)
14	2月18日	10代	男	和歌山県	退院
15	2月18日	60代	男	和歌山県	安定(入院)
16	2月18日	30代	男	和歌山県	安定(入院)
17	<u>2月22日</u>	<u>40代</u>	<u>男</u>	<u>和歌山県</u>	<u>無症状(入院)</u>

【国内感染確認 (全体)】

851人 [クルーズ船 691人、チャーター機 14人、その他 146人] (2月24日現在)

新型コロナウイルスに係る構成団体の対応状況

別紙

2020/2/25現在

区分	主な措置	府県								政令市			
		兵庫	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	徳島	京都	大阪	堺	神戸
組織内情報共有	庁内連絡会議等による情報共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療体制の整備	検査体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帰国者・接触者相談センターの設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帰国者・接触者外来の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	感染症指定医療機関に対する防護服、簡易陰圧装置の購入費補助	○		○									
	携帯型翻訳機の感染症指定医療機関等への配備	○		○		○		○					
	疫学的調査の実施			○	○	○	○			○			
中小企業等への支援	事業者向け経営等相談窓口の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中小企業等向け融資制度の創設、貸付要件緩和等	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
感染予防の啓発	チラシ、ホームページ、SNS、メール等による注意喚起、情報発信、広報、啓発等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	医療機関、社会福祉施設・観光協会等関係機関への情報提供、注意喚起、通知や会議開催等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	府县市庁、保健所等における専用相談窓口(外国人向け含む)の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公共施設やイベント開催時における消毒薬の設置、マスク配布等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	イベントの中止及び自粛要請、時差出勤の拡大				○						○	○	
その他	新型コロナウイルス感染症対策本部運営訓練							○					
	友好都市等へのマスク等の提供	○	○		○		○	○	○			○	
	職員の時差出勤等の実施			○	○	○							

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。